



*Association for the Study of Security Science NEWS LETTER--<< January 2018>>*

# 警察政策学会ニュースレター VOL. 37



## ★ 卷頭言 ★

### 武器の非対等

慶應義塾大学法学部教授  
小山剛

この十数年、通信は、固定電話から PHS、携帯電話からさらにスマートフォンへと進化した。50 年前、コンピュータは科学特捜隊のものだったが、今はパソコンがない職場を探すのが難しい。

昨年 3 月の最高裁 GPS 捜査判決（最大判平成 29・3・15 刑集 71 卷 3 号 13 頁）は、現場に大きな戸惑いを与えたに違いない。情報・通信・その他の技術の発展に伴い、犯罪を行う側は、さまざまな新しい武器を手にしたが、警察は、それと同等の武器を、当然に手にすることができるわけではない。しかし、武器の非対等は、法治国家において当然のことなのである。

武器の非対等には、三つの理由がある。第一に、重大な犯罪の捜査といえども、超えてはならない人権の核心領域という壁がある。拷問の絶対禁止はその一つであるし、プライバシーの核心領域もそのような壁である。通信傍受法も、この壁は守っている。犯罪者は違法をなしうるが、国（警察）がこの壁を破ることは許されない。

第二に、法治国家は、法律上の根拠と比例性を要求する。国民の権利・自由を制約する国家活動は、議会が制定した作用法によって授権されていなければならぬ。また、権利・自由の制限があろうがなかろうが、国の諸機関は比例原則を順守しなければならず（例として、京都府学連事件の写真撮影。最大判昭和 44・12・24 刑集 23 卷 12 号 1625 頁）、重要な権利・自由に対する重大な制限がある場合には、比例原則は厳格に適用される。通信傍受法が対象犯罪を限定するのも、比例原則を考慮したためであろう。

第三に、法治国家は時に、人権保障を担保する、組織・手続を要求する。これは、古くて新しい課題である。従来、強制処分には、議会の留保（強制処分法定主義）と裁判官の留保（令状主義）という、二重の留保が付されていた。これらによって、法治国家の要請は充足されたかにみえたが、従来の令状では対応できない事態が生じた。通信傍受法が事後検証可能な形での傍受記録の保存や対象者への事後告知を求め、改正前の同法が第三者の立ち合いを求めたのは、そのあらわれであろう。

ここで、GPS 捜査は通信傍受と同じなのか、という疑問が生じよう。最高裁判決の前、下級審の判断が分かれていた一昨年の夏に、九州大学の赤坂ゼミと、①令状なき GPS 捜査は違法・違憲か、②GPS 捜査のためにはどのような法整備が必要か、というテーマでディベートを行った。そこでは、①については、GPS の精度のほか、GPS 捜査により得られる情報はナンバープレートを付けた車が公道を走った情報であり（それだけではないが）、目視の延長ではないかという議論があった。②については、一転、通信傍受法の簡易版のような立論が続いた。①は、「プライバシーに対する合理的期待」というこれまでの議論の賞味期限を問うものであり、②は、従来の検証令状が有効に機能しないという共通点の一方、通信傍受とはプライバシー侵害の強度が違うのではないか、という問題である。

いずれにせよ、プライバシー（より正確には、人格権）として保護される内容は、時代とともに変遷する。この変遷に対応するのは、第一次的には立法府の責務である。立法府は、警察に対等ではないが、効果的な武器を与えなければならない。法律による明確な授権は、国民にとっても警察にとっても重要である。

## 警察OB リレーエッセイ

### 警備業について

綜合警備保障株式会社 常務執行役員  
鈴木基久

警察庁を退官し、警備会社に入社して約2年となった。

「警備業務」は、警備業法では、警備対象の事故の発生を警戒し、防止する業務であると規定されている。同法は、警備業について必要な規制を定め、もって警備業務の実施の適正を図ることを目的としている。

犯罪対策閣僚会議が初めて作った「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」においては、警備業に関し、「民間事業者との連携による防犯対策の推進」、「生活安全産業としての警備業の育成と活用」、「事業者、施設管理者による自主警備の促進」等に取り組むことが打ち出されている。以後の犯罪対策閣僚会議においても、警備業については、概ね同様の取り扱われ方をしており、警備業は、安全で安心なまちづくりの実現のための社会的に重要な役割を担つてきている。

昨年の刑法犯認知件数は約91.5万件と、ピークであった平成14年の3分の1を下回る結果となつたが、こうした犯罪の抑止にも、オフィスや家庭への警備の普及が、効果を發揮したのは言を俟たない。今や被害総額で我が国最大の犯罪となった特殊詐欺に関しても、ATM周りの振り込め詐欺の防止に、また、各種の災害が発生した際の、非常用物資や現金の輸送、避難施設や被災地の安全確保、臨時交通規制の支援等にも、警備業は大いに貢献している。

このような社会的な貢献にもかかわらず、法律的には、警備業は主として規制の対象でしかない。機会を見て、警備業は社会の安全安心のために不可欠な存在であり、健全に育成すべき対象であることを明確にすることが望まれる。

問題は、警備需要の増大に追いつかない警備員不足である。「保安」の職種の有効求人倍率は、7倍を超える依然厳しい。こうした状況の下で、実績を積み上げていくためには、一層の機械化、効率化を進めるとともに、警備の外延部を関連他業種と連携して実施することも考慮すべきであろう。また、肝心要の部分を担う高度な能力を有する警備員については、プロの警備員にふさわしい対価を確保する必要がある。

都市部を中心に、新たな地域開発、街づくりが進展しており、こうした中で警備業者の果たすべき役割はまだまだ拡大が見込まれる。警備の普及率に鑑みると、個人市場に関しては、他の周辺サービスや関連機器との連携も含め、まだまだ拡大余地がある。そして、東京2020は、警備業を大きく飛躍させる契機となる可能性を有している。

AI、IoTの進展により、各種の産業が構造的な変化を示しており、警備業も当然ながら、その渦中にいる。新たな技術の活用の余地は大きく、機械で代替できる業務も少なくない。しかしながら、警備の本質は、人であり、高度な警備サービスを提供するプロの警備員の一層の育成が望まれる。

### 事務局だより

#### <理事会について>

- 平成29年度警察政策学会第2回理事会(書面理事会)

1 議決日 平成29年11月10日(金)

2 議案 第1号議案 新入会員の承認の件

<議案は、原案通り議決承認されました。>

<図書の紹介>

警察政策学会員の執筆・推薦図書コーナー

<発行順、敬称略>

| 著者                                    | 図書名                  | 発行所（年月）                            | 定価        |
|---------------------------------------|----------------------|------------------------------------|-----------|
| 前田雅英<br>(日本大学大学院法務研究科教授、<br>警察政策学会顧問) | 刑事法の要点               | 東京法令出版(29 年 10 月)<br>☎03-5803-3304 | 1,080 円+税 |
| 警察政策学会監修                              | 警察実務六法<br>(平成 30 年版) | 東京法令出版(30 年 1 月)<br>☎03-5803-3304  | 3,500 円+税 |
| 警察政策学会編                               | 社会安全政策論(注)           | 立花書房(30 年 4 月)<br>☎03-3291-1561    | 未定        |

(注) 社会安全政策論は、当学会の設立 20 周年記念事業の一つとして出版されるものです。  
お求めの会員の方は、同封の申込書をご利用ください。

<学会資料の作成発行>

平成 29 年 8 月以降に発行した学会資料は、次のとおりです。

| No (発行年月)         | 標題                                    | 発行部会             |
|-------------------|---------------------------------------|------------------|
| 第 96 号 (平 29. 8)  | 米国の治安と警察活動                            | 外国制度研究部会         |
| 第 97 号 (平 29. 12) | アメリカでの被害者支援の経験より<br>～警察とフォレンジック看護の連携～ | 市民生活と地域の安全創造研究部会 |

<会員名簿作成に関するご連絡>

会員名簿は、これまで毎年 3 月末現在で作成配布しておりましたが、今後は 2 年に 1 回(理事選挙のある年)作成配布することになりました。したがって、次回は平成 31 年 3 月末を予定しています。

なお、会員の皆様におかれまして、連絡先の変更がありましたら、警察政策学会(末尾参照)にお知らせください。

<警察政策研究センターからのお知らせ>

「警察学論集」は、警察大学校責任編集による毎月発売の月刊誌です。警察庁幹部による警察政策の重点解説や都道府県警察の特色ある取組の紹介を始め、部外の研究者・実務家による論稿や最新判例解説なども随時投稿されています。バックナンバーを含め、ぜひご覧ください。

## 【警察学論集】特集ラインナップ

警察学論集は、警察大学校編集・警察庁各局協力による幹部必読誌  
警察政策の最先端、今後も特集が続々登場

### 第70巻第12号«特集»

特別捜査幹部研修所創立50周年記念  
【日本大学法科大学院前田雅英教授ほか】

“警察実務全体の  
今とこれから  
が見えてくる”

### 第70巻第9号«特集»

児童ポルノ等の子供の性被害対策の進展  
【警察庁生活安全局長ほか】

### 第70巻第5号«特集»

警察政策研究センター設立20周年記念（下）  
女性に対する暴力対策の現状と今後を考える  
【イタリア 首相府機会均等局参事官ほか】

### 第70巻第7号«特集»

安全安心なまちづくりの推進  
【警察庁生活安全局長ほか】

### 第70巻第4号«特集»

警察政策研究センター設立20周年記念（上）  
女性に対する暴力対策の現状と今後を考える  
【警察政策研究センター所長ほか】

### 第70巻第6号«特集»

薬物対策の現状と課題  
【警察庁薬物銃器対策課長ほか】

### 〔第70巻第3号以前の特集〕

- ・ストーカー規制法の一部改正（第70巻第1号）
- ・小型無人機等飛行禁止法の制定（下）  
児童虐待対策の現在（第69巻第11号）
- ・小型無人機等飛行禁止法の制定（上）（第69巻第10号）
- ・刑事訴訟法等の一部改正（上・下）（第69巻第8・9号）

### 編集後記

ニュースレターは、年2回発行しています。ご意見・ご感想のほか、会員の方が発行された図書の紹介、入会希望者の推薦などありましたら下記にお寄せください。

☆ 警察政策学会 連絡先(担当 藤田)

電話：03-3230-2918・03-3230-7520 FAX：03-3230-7007

Eメール：asss2@lake.ocn.ne.jp

info@asss.jp

☆ ニュースレター編集協力 警察大学校警察政策研究センター

電話：042-354-3550（内3422）FAX：042-330-1308

Eメール：PPRC@npa.go.jp